

～支えあい Q&A～

■困ったことがあれば、どんなことでも利用できるのですか？

(回答) 日常生活のちょっとした困りごとを解決するものですので、全ての困りごとに対応できない場合があります。利用できるかどうか、まずはご相談ください。

■他の福祉や介護サービスとの違いは？

(回答) この事業は、住民同士の支え合い・助け合いで行うものであり、現状の福祉制度で対応できるものについては、他の制度を優先していただきます。単に「～してもらう」というようなお手伝い・サービスではありません。
「困ったときはお互いさま」という気持ちを基本としている点が、他の支援と異なるところです。

■資格も特技ありませんが、協力できるのでしょうか？

(回答) 資格等を生かすこともできますし、なくても活動できることはたくさんあります。

■ボランティアの経験がなくても大丈夫でしょうか？

(回答) 活動を始める前に、講習を受けていただきます。また、ボランティアの基本的な考え方についてもご説明させていただきますので、ご安心ください。

■協力できない日がありますが、それでも良いですか？

(回答) 登録時にあらかじめ活動可能な曜日や時間などを伺い、それをもとに調整いたします。活動できる日でもご都合の悪い場合は、お断りいただいて構いません。

<お申込み・お問合せ>

社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会 業務事業係

〒811-2121 宇美町平和 1-14-1 (働く婦人の家し～ず・うみ内)

TEL・FAX 092-933-1110

Mail:umi-shakyo@herb.ocn.ne.jp



支えあい事業のご案内

～困ったときはお互いさま～

日常の困りごとを地域住民の助けあいにより解決する事業です。



宇美町社会福祉協議会

「困ったときはお互いさま」支えあい事業とは・・・

日常生活の中で、自分や家族だけでは解決できない、また公的サービスや介護保険制度では対応できない困りごとを抱えている方々に対して、協力会員として登録した町民が必要な支援をすることによって、その解決を図るもので、**「困ったときはお互いさま」**の精神に基づくものです。事業を利用する人も、提供する同じ住民同士。助けあいの気持ちを広げて、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

利用会員、協力会員になるために

宇美町社会福祉協議会の賛助会員(一口 500 円)にご加入いただいた上で、本事業の利用会員・協力会員への登録が必要です。



利用会員

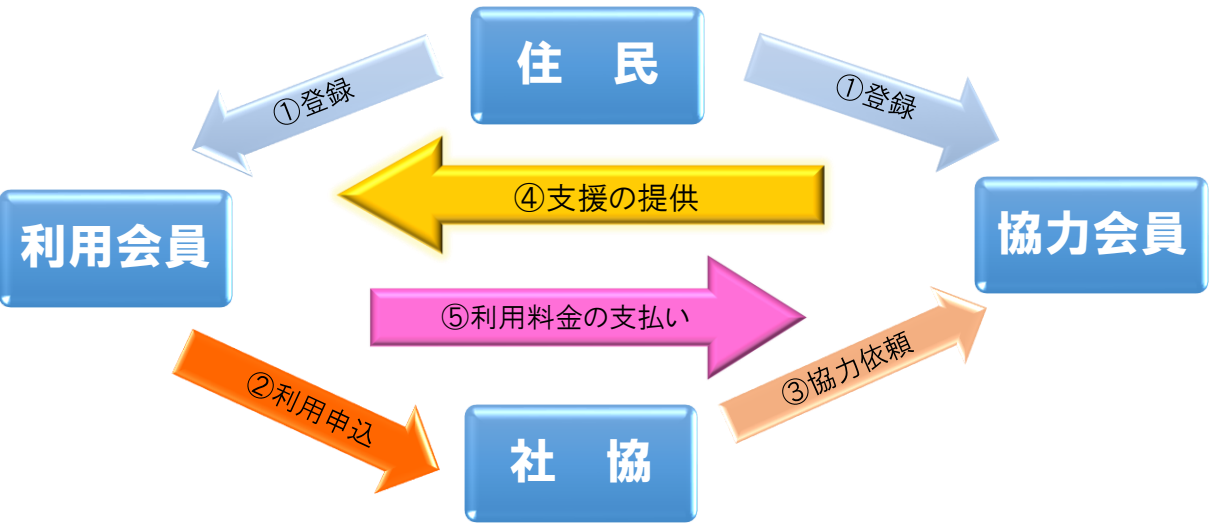
- ・65 歳以上のみの世帯の方
- ・障がい者手帳をお持ちの方
- ・妊娠中、育児中
(0 歳～就学前の方)
- ・ひとり親世帯の方

協力会員

事業の趣旨を理解し、支援いただける方
※資格や特技は必要ありません。
※活動前に研修を受講していただきます。



支援の仕組み



支援の内容と利用料金

支援名	具体的な内容	基本時間	利用料金
日常支援	一般的な掃除、洗濯、調理、買い物、話し相手、代筆、など	30 分	400 円
専門支援	小範囲の草取り、簡易な庭木の剪定(脚立利用不可)、家具などの移動、家屋の小修繕、衣類の補修、パソコン指導、など	30 分	500 円
時間延長は 30 分毎			

- 協力会員が自家用車を使用する場合はガソリン代を利用会員にご負担いただきます。
5 km未満 100 円、5～10 km未満 200 円、10 km～20 km未満 300 円
- 日常支援、専門支援の延長は 30 分単位とします。
- 利用会員の自己都合で当日キャンセルの場合は、予定していた利用料金全額を利用会員にご負担いただきます。

支援提供日・時間

月曜～金曜 8:45～17:00

※年末年始(12/29～1/3)
土日祝日を除く。

保険について

支援提供前に「福祉サービス総合保険」に加入いたします。
万が一事故が起こった場合は、保険の補償内にて対応いたします。

